

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 6 月 28 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 タカツキセツビ ・有限会社 高月設備  
 住所 〒596-0103 大阪府岸和田市稲葉町753番地  
フリガナ 代表者氏名 イケダ アキヒロ ・代表取締役 池田明弘  
 電話番号 072-479-0641  
 FAX番号 072-479-2325  
 メールアドレス takatuki@sensyu.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
  - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
  - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
  - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 6 月 28 日

申請者 氏名又は名称 タカツキセツビ 有限会社 高月設備  
住 所 〒596-0103 大阪府岸和田市稲葉町753番地  
代表者氏名 イケダ アキヒロ 代表取締役 池田明弘  
電話番号 072-479-0641

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 <small>イケダ アキヒロ</small> 池田 明弘 取締役 <small>イケダ ジュンコ</small> 池田 潤子	
事業の範囲	管工事業、土木工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	タカツキセツビ 有限会社 高月設備
上記事業所の所在地	郵便番号 〒596-0103 住所 大阪府岸和田市稲葉町753番地 電話番号 072-479-0641 F AX番号 072-479-2325 メールアドレス takatuki@sensyu.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
池田 明弘	第188212号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5年 6月 28日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ パイプカッター	固定式鋸弦 RB-80-CV (13~150mm用)	2	
	塩ビカッター	VC40	1	
	塩ビカッター	VC20	3	
	ロータリバンドソー	CB18F	3	
	電子セパーソー	CR12V	1	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2~11/2インチ	2	
	やすり	300平型判丸型	3	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13mm~100mm	3	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	2	
	電動式テスト	T30K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、  
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 6月 28日

申請者

氏名又は名称	有限会社 高月設備
住 所	大阪府岸和田市稲葉町753番地
代表者氏名	代表取締役 池田明弘

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪府岸和田市稲葉町753番地  
有限会社高月設備

会社法人等番号	1201-02-021332	
商号	有限会社高月設備	
本店	大阪府岸和田市稲葉町753番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月24日登記
会社成立の年月日	平成10年4月17日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管工事業</li> <li>2. 水道施設工事業</li> <li>3. 土木工事業</li> <li>4. 上下水道の設計施工</li> <li>5. 前各号に付帯する一切の事業</li> </ol>	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月24日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月24日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月24日登記

大阪府岸和田市稲葉町753番地  
有限会社高月設備

役員に関する事項	大阪府岸和田市岡山町514番地の5 取締役 <u>池田明弘</u>	
	大阪府岸和田市岡山町550番地の1 取締役 <u>池田明弘</u>	平成18年 5月16日住所 移転 ----- 平成20年 1月 9日登記
	大阪府岸和田市岡山町550番地の1 取締役 <u>池田潤子</u>	平成26年 8月 6日就任 ----- 平成26年 9月30日登記
	代表取締役 <u>池田明弘</u>	平成28年 5月 2日就任 ----- 平成28年 5月 9日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 7月20日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 5年 6月28日

大阪法務局岸和田支局  
登記官

山 口 卓



# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は有限会社 高月設備と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1、管工事業
- 2、水道施設工事業
- 3、土木工事業
- 4、上下水道の設計施工
- 5、前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府岸和田市稲葉町 7 5 3 番地に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、60 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得することについては、当社の承認を要する。  
2 当社の株主が株式を譲渡により取得する場合には、当社が承認がしたものとみなす。

(基 準 日)

第 7 条 当社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。



- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第8条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- 2 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までに各株主に対してその通知を発する。

#### (招集権者及び議長)

第9条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (議決権の代理行使)

第10条 株主が、代理人により議決権を行使する場合には、その代理人は会社の議決権ある株主1名に限る。

- 2 前項の場合において、株主又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (株主総会の議事録)

第12条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第13条 当会社には、1名以上5名以内の取締役を置く。

(取締役の選任・解任)

第14条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(代表取締役)

第15条 当会社に、取締役を2名以上置いたときは、代表取締役を設けるものとし、取締役の中から取締役の互選（取締役の過半数の一致）によって代表取締役1名を選任する。

- ② 代表取締役は、社長とし、社長は会社の業務を統括する。

(取締役の報酬等)

第16条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第17条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(期末配当金)

第18条 当会社は、株主総会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 19 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 5 年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の未払金には利息を付けない。

令和 5 年 6 月 28 日

この定款は 当社の 現行定款に 相違ありません。

大阪府岸和田市稲葉町753番地  
有限会社 高月設備  
代表取締役 池田明弘  
TEL 072(479)0641



第一八八二二二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

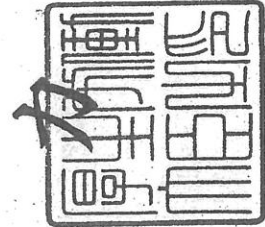
氏名 池田明弘

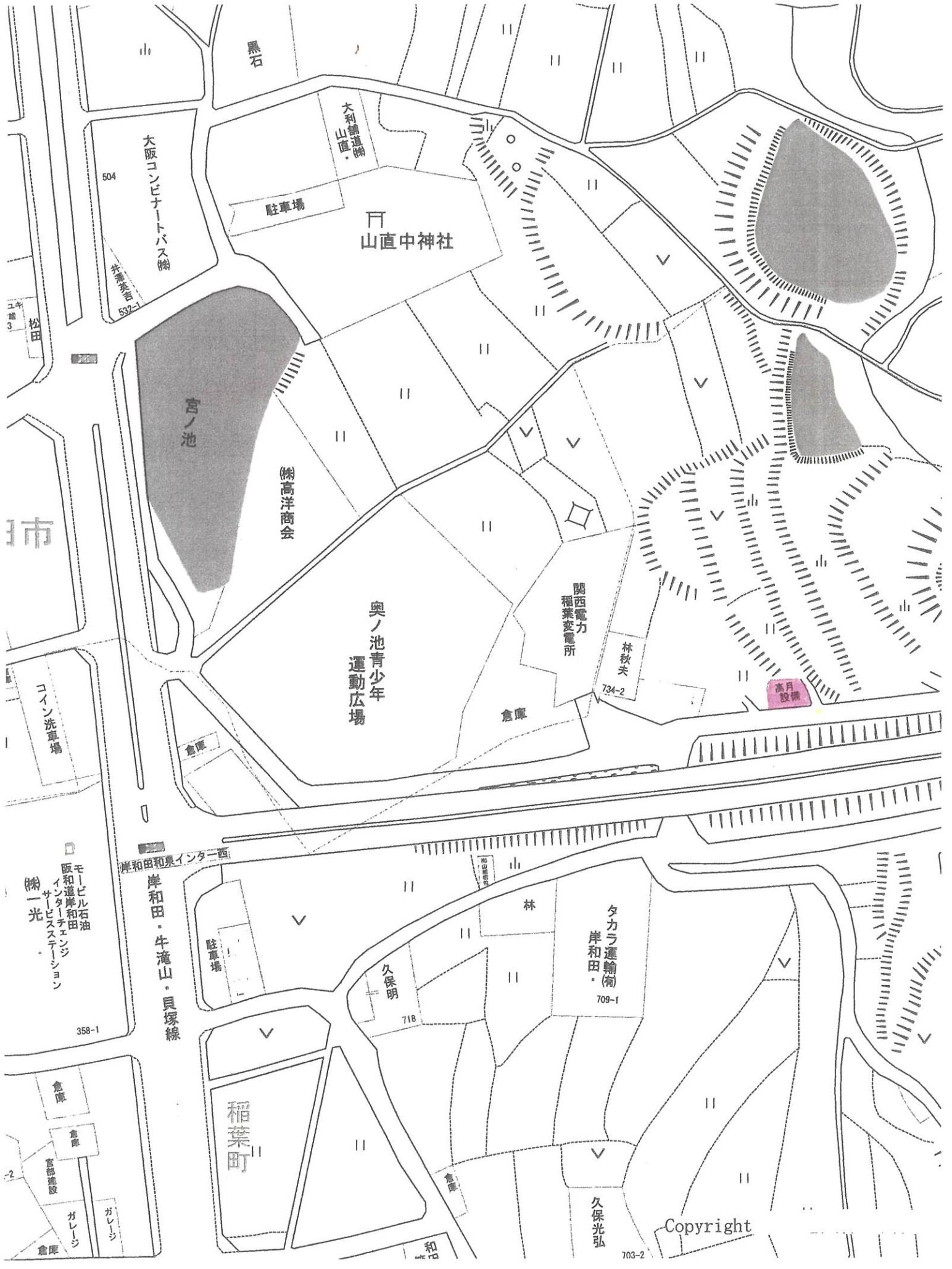
昭和五十一年七月二十八日生

水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十三年一月二十九日

厚生労働大臣 坂口





約 1/1500

0

110m



三林岡山線

和泉中央駅

奥ノ池青少年  
運動広場

(有)高月設備

岸和田和泉インター西

GS  
備一光

岸和田牛滝山貝塚線

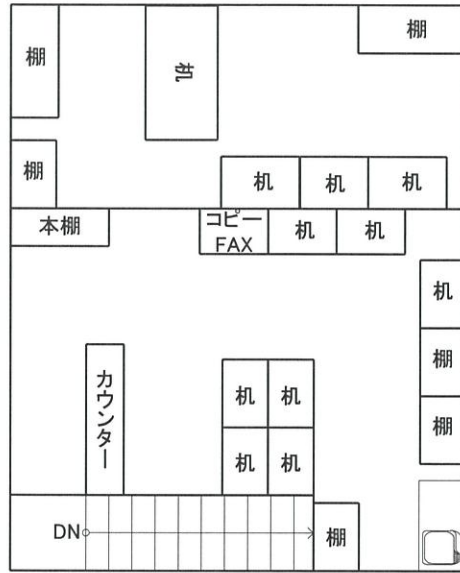
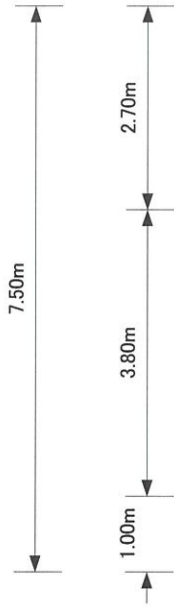
牛滝街道

山直上  
駐在所

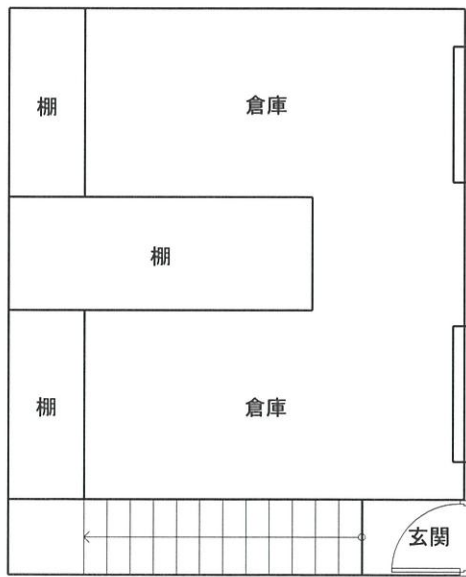
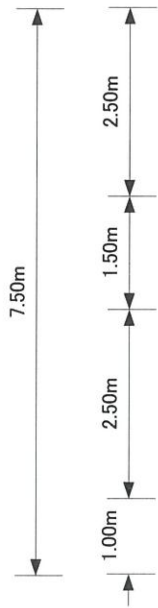
至 熊取

大阪外環状線

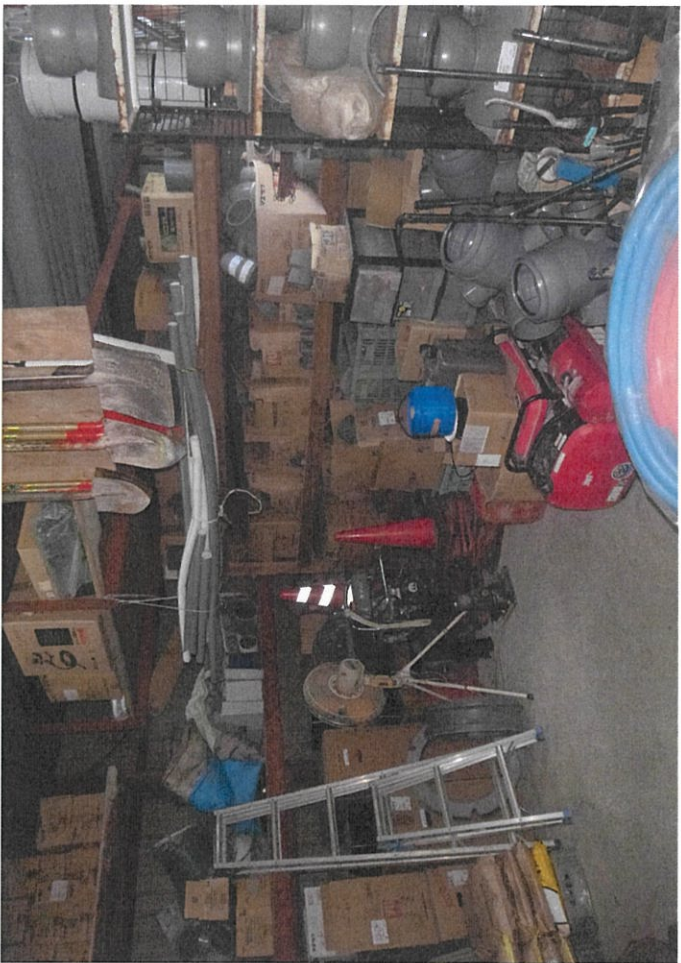
至 河内長野



2F



1F





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 6 月 28 日

申請者	フリガナ 氏名又は名称	タカツキセツビ 有限会社 高月設備
	住所	〒596-0103 大阪府岸和田市稲葉町753番地
	フリガナ 代表者氏名	イケダ アキヒロ 代表取締役 池田明弘
	電話番号	072-479-0641
	FAX番号	072-479-2325
	メールアドレス	takatuki@sensyu.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	1	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 6 月 28 日

届出者 有限会社 高月設備  
氏名又は名称 〒596-0103  
住 所 大阪府岸和田市稲葉町753番地  
代表者氏名 代表取締役 池田 明弘

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 高月設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
イケダ アキヒロ 池田 明弘	第188212号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一八八二二二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 池田明弘

昭和五十一年七月二十八日生

水道法(昭和三十九年法律第七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十三年一月二十九日

厚生労働大臣 坂口

